

農林作物の鳥獣被害防止のための支援制度

北九州市では、農林作物の野生鳥獣からの被害を防止するために、市内猟友会によるイノシシ、シカ、アライグマなどの有害捕獲事業に加えて、農林業者等が自衛のための取組みを支援するために、各種補助金などの支援制度を用意しております。

1 農地への侵入防止柵設置の補助等

農作物の販売を行っている農林業者が農地を守るために設置する防護柵に対して国や市で補助等を行っています。

【概要】

- ・国事業：農林業者が集落ぐるみ(3戸以上)で効果的に防護柵(ワイヤーメッシュ)を自ら設置し、14年間管理を行うこと。(内容：ワイヤーメッシュの貸与)
- ・市事業：3戸以上の農林業者で農地に防護柵等(電気柵やワイヤーメッシュ)の設置を行うこと。(内容：1/4以内の補助)

※国・市事業とも、その他、対象面積要件などがあります。

2 狩猟免許取得に係る補助

新たに狩猟免許を取得後、市内猟友会に入会し、有害鳥獣の捕獲等に協力する方に対して、免許取得に要する経費の一部を補助します。

【対象となる経費】

- 1 事前講習会(狩猟免許試験予備講習会)の受講料や資料代
 - 2 狩猟免許試験の申し込みに要した医師の診断書料
- 1と2の合計金額が補助対象となります。なお、補助額は9,500円が上限です。

3 アライグマ捕獲用の小型箱ワナの貸出

アライグマ被害に困っている方に、捕獲用小型箱ワナ1基を1か月間無料で貸し出します。餌代は借受者の負担となります。

なお、事前に有害鳥獣捕獲の許可を受ける必要があり、ワナの設置は申請者の所有地等に限るなどの条件があります。

詳細については以下にお問い合わせください。

1, 2	(門司区、小倉北区、小倉南区)は東部農政事務所 (若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区)は西部農政事務所	TEL 093-951-1020 (小倉南区役所内) TEL 093-693-9912 (折尾出張所内)
3	産業経済局鳥獣被害対策課(本庁舎7階)	TEL 093-582-2269